

## 新潟県柏崎市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱

平成26年 7月11日 制定

平成27年 4月 1日 一部改正

平成31年 4月 1日 一部改正

令和 6年 3月31日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市多面的機能支払交付金事業実施要領（平成26年7月11日制定。以下「実施要領」という。）に定める農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付基準)

第2条 この補助金は、別表に定める基準により交付するものとする。

(流用の禁止)

第3条 別表事業の欄に掲げる各経費は、相互に流用してはならない。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業が完了し、又は中止若しくは廃止された場合において、当該事業により取得した工事材料その他の物件が残存するときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合は、補助金の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了、中止又は廃止によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従い、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産のうち第15条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、別記第1号様式その他関係書類を整備し、当該処分制限期間が終了するまでの間保管しなければならないこと。

(交付申請書)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書及び添付書類は、別記第2号様式のとおりとし、1部を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第6条 規則第5条第1項第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第5条第1項第1号に規定する軽微な変更は、別表軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 規則第5条第1項第2号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式1部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに市長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 規則第5条第1項第3号の規定により市長の指示を受けようとする場合は、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類1部を市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(遂行状況報告)

第11条 規則第10条第2項の規定による遂行状況報告書は、別記第4号様式のとおりとし、1部を補助金の交付の決定に係る年度の10月31日現在において作成し、11月10日までに市長に提出するものとする。ただし、第14条の規定により概算払の請求をする場合は、別記第5号様式をもってこれに代えることができる。

(実績報告書)

第12条 規則第12条の規定による実績報告書及び添付書類は、別記第6号様式のとおりとし、1部を補助金の交付の決定のあった年度の3月末日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が特に必要であり、かつ、予算の執行上支障がないと認められるときは、この期日を繰り下げることがある。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超え

る補助金が交付されているときは、期限を付してその超過額の返還を命ずることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助金に係る事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助金に関して不正その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合

3 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

4 市長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

5 第1項及び第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から10日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第4号様式を市長が別に指示するところにより提出するものとする。

(取得財産の処分の制限)

第15条 規則第19条第2号及び第3号に規定する市長が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林水産省令」という。）別表に掲げる財産については、同表に定められている処分制限期間に相当する期間

(2) 農林水産省令別表に掲げる財産以外の財産で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に耐用年数が定められているものは、その耐用年数に相当する期間

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成26年7月11日から施行し、平成26年度事業から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第2条、第3条及び第7条関係）

事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更 以外の変更	次に掲げる変更 以外の変更
1 農地維持 支払交付金	実施要領別紙1第 2条第1項の規定に よる。	実施要領別紙 1第3条の規定 による。		活動組織の変更
2 資源向上 支払交付金	実施要領別紙2第 2条第1項の規定に よる。	実施要領別紙 2第3条の規定 による。		活動組織の変更

別記  
第1号様式(第4条関係)

## 財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名		事業名			事業実施年度		年度 ~ 年度						
事業の内容				経費の区分				処分制限期間		処分の状況		備考	
名称	構造・規格	設置場所	数量	総事業費 (単位:円)	経費内訳(単位:円)				耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
					国の交付 金	県の補助 金	市の補 助 金	その他					
	計												

- 注1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 注2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 注3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 注4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
- 注5 複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。

第2号様式(第5条関係)

年度 新潟県柏崎市多面的機能支払交付金補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

柏崎市長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

年度において、新潟県柏崎市多面的機能支払交付金補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 農地維持支払交付金 | 円 |
| 2 資源向上支払交付金 | 円 |

添付書類

- 1 新潟県柏崎市多面的機能支払交付金実施要領別紙1の第1条第1項により市長に提出した事業実施計画書
- 2 新潟県柏崎市多面的機能支払交付金実施要領別紙2の第1条第1項により市長に提出した事業実施計画書

第3号様式(第6条、第8条関係)

年度 新潟県柏崎市多面的機能支払交付金補助金変更(中止・廃止)承認申請書

番 号  
年 月 日

柏崎市長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

年 月 日付け農第 号で補助金交付の決定を受けた事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 新潟県柏崎市多面的機能支払交付金実施要領別紙1の第1条第1項により市長に提出した変更後の事業実施計画書
- 2 新潟県柏崎市多面的機能支払交付金実施要領別紙2の第1条第1項により市長に提出した変更後の事業実施計画書

第4号様式(第11条関係)

年度 新潟県柏崎市多面的機能支払交付金補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

柏崎市長 様

住 所  
団体名  
代表者名

年度多面的機能支払交付金の事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

区 分	事業費 (A)	事業の遂行状況 (B) ( 年 月 日)	進捗率 (B)/(A)	備 考
	円	円		

(注) 事業の遂行状況欄には、補助金の支払金額を記載すること。

年度 新潟県柏崎市多面的機能支払交付金補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

柏崎市長 様

住 所  
団体名  
代表者名

年 月 日付け農第 号で交付の決定を受けた本補助金について、概算払を受けたいので、  
下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

年 月 日現在

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残高 ①-(②+③)	備考
			金額	〇月〇日まで 予定出来高		
	円	円	円	%	円	

3 事業の完了予定 年 月 日

交付金振込口座

金融機関名	
種 別	
口座番号	
口座名義	

第6号様式(第12条関係)

年度 新潟県柏崎市多面的機能支払交付金補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

柏崎市長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

年 月 日付け農第 号で補助金の交付の決定を受けた事業について、下記のとおり事業を実施したので、その実績を報告します。

記

補助金交付決定額

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 農地維持支払交付金 | 円 |
| 2 資源向上支払交付金 | 円 |

添付書類

- 1 新潟県柏崎市多面的機能支払交付金実施要領別紙1の第4条第2項により柏崎市長に提出する事業実績報告書
- 2 新潟県柏崎市多面的機能支払交付金実施要領別紙2の第4条第2項により柏崎市長に提出する事業実績報告書